

重要事項説明書（訪問看護）

1 事業所の概要

事業所名	公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」
所在地	広島県尾道市御調町市107番地1
事業所指定番号	3464190010（広島県指定）
管理者・連絡先	訪問看護師長
	0848-76-2811
通常のサービス提供地域	尾道市御調町・木ノ庄町・原田町・美ノ郷町、世羅郡世羅町大字宇津戸、府中市三郎丸町・河南町・篠根町・父石町・僧殿町、三原市八幡町

2 事業所の職員体制等

ステーションに勤務する職員の職種及び員数は、「指定居宅サービス等の事業所の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第60条及び第61条に規定する人員に関する基準を下回らないものとします。

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 管理者（保健師又は看護師） | 1名 |
| (2) 保健師、看護師、准看護師 | 2. 5名以上 |
| (3) 理学（作業）療法士又は言語聴覚士 | 3名以上 |
| (4) その他職員 | 必要数 |

3 営業日及び時間

営業日 月曜日～金曜日 8:30～17:15

休業日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）

なお、緊急対応（連絡）体制をとっており、必要に応じて24時間対応しています。

- | | |
|--------------|---------------|
| ◎ 平日（昼間）の連絡先 | 0848-76-2811 |
| ◎ 夜間・休日連絡先 | 090-1015-3660 |

4 利用者負担金

- (1) 介護保険サービスの利用料は、支給限度額内は介護保険負担割合証に応じて対応します。支給限度額を超えた場合は全額自己負担となります。
利用料については「別紙1」をご参照ください。
- (2) 医療保険の利用料は健康保険法、後期高齢者医療制度等の規定による費用の額を請求いたします。
保険により負担のかからない方もあります。
- (3) 支払い方法
毎月20日までに、前月分の請求書を発行しますので、請求書を受け取った月の月末までに当事業所へお支払いください。お支払方法は相談の上、双方合意した方法をとらせていただきます。
お支払いの後に領収書を発行いたします。

5 キャンセル等

訪問看護サービスを変更・追加、中止または中断する場合は、事前に上記連絡先までご連絡ください。

6 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問について

理学療法士等による訪問は、看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたものです。その専門性を活かした看護サービスを提供いたします。

7 当事業所のサービスの方針等

公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」は、地域包括ケアシステムのなかで公立みつぎ総合病院の理念のもと、訪問看護の担い手として在宅ケアの中核の役割を担っています。当事業所は、保健・医療・介護・福祉との連携によって複合的なニーズに対応し、利用者の自立支援とQOL

(生活の質)の維持向上を目指します。

8 虐待の防止について

ステーションは、利用者の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する指針の整備、委員会の開催、担当者の選定を行います。
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置を講じます。
- (5) サービス提供中に事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11 秘密の保持・個人情報の使用について

利用者の秘密の保持・個人情報は、訪問看護サービス利用約款第9条（秘密保持）及び公立みつぎ総合病院個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に沿って適切に管理の上使用し、その取扱いには万全の体制で取り組んでいます。

12 身体拘束・行動制限等の原則禁止

ステーションはサービス提供にあたって、利用者に対して身体拘束・行動制限は原則行いません。

但し、自傷他害の恐れがあるなど緊急やむを得ないと管理者が判断した場合は、医師と連携し、理由及び目的等について利用者又は家族等に説明したうえで、その様態、身体の状態など必要な事項を記録し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

13 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、介護支援専門員および当事業所管理者のほかに、次の窓口で対応します。

尾道市北部地域包括支援センター	所在地 広島県尾道市御調町市107番地1 電話番号 0848-76-2495 FAX番号 0848-77-0033 責任者 管理者 北部地域包括支援センター長 対応時間 平日8:30 ~ 17:15
-----------------	---

○次の公的機関においても、苦情申出等の相談ができます。

尾道市御調保健福祉センター 健康福祉係	所在地 尾道市御調町市107番地1 電話番号 0848-76-2235 FAX番号 0848-77-0033
尾道市福祉保健部高齢者福祉課 介護保険係	所在地 尾道市久保1丁目15番1号 電話番号 0848-38-9440 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
三原市保健福祉部高齢者福祉課 介護保険係	所在地 三原市港町3丁目5番1号 電話番号 0848-67-6240
三原市保健福祉部保健医療課 国保医療係	電話番号 0848-67-6050 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
世羅町福祉課高齢者地域包括支援係	所在地 世羅郡世羅町本郷947番地 電話番号 0847-25-0072
世羅町健康保険課保険係	電話番号 0847-25-0134 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
府中市健康福祉部介護保険課 介護福祉係	所在地 府中市府川町315番地 電話番号 0847-40-0222
府中市健康福祉部健康推進課 元気づくり係	所在地 府中市広谷町919番地3(リ・フル内) 電話番号 0847-47-1310 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
その他利用者在住市町村介護保険・医療保険担当課	お住まいの市町村の介護保険・医療保険担当課に相談することができます。
広島県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0783 FAX番号 082-511-9126 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
広島県医療安全支援センター	所在地 広島市中区基町10番52号 電話番号 082-513-3058 対応時間 平日 13:00 ~ 16:00
広島県福祉サービス運営適正化委員会 (広島県社会福祉協議会) ※福祉サービス全般	所在地 広島県広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3419 FAX番号 082-569-6161 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15

○また、要介護認定等について市町の決定に納得できない場合の審査請求窓口は以下のとおりです。

広島県介護保険審査会	所在地 広島県尾道市古浜町26-12 広島県東部厚生環境事務所 厚生課 厚生推進係 電話番号 0848-25-2011 (代表) FAX番号 0848-25-2461 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
------------	---

14 事業主体の概要

事業主体	尾道市（公立みつぎ総合病院）（種別：市町村）
代表者名	尾道市病院事業管理者
所在地・電話	広島県尾道市御調町市124番地 公立みつぎ総合病院 電話 0848-76-1111（代表）
尾道市御調町の概要	尾道市御調町では、公立みつぎ総合病院を核として「出ていく医療・福祉」を実践し、保健・医療・介護・福祉の統合を果たして地域包括ケアシステムを構築しており、介護支援サービスや在宅・施設の介護サービスはそれらの一環として位置づけられています。
尾道市御調町の介護保険サービス	居宅介護支援事業所、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護（介護予防通所介護等）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、ホームヘルパーステーション（訪問介護等）等

(1) 介護保険サービスの利用料

サービスの内容		算定項目		単位数	
看護師・保健師	訪問看護 I 1	20 分未満	週 1 回以上 20 分以上の訪問を行った場合に限り	314	
	訪問看護 I 1・複 11		2 人以上による場合 (30 分未満) +254	568	
	訪問看護 I 2	30 分未満		471	
	訪問看護 I 2・複 11		2 人以上による場合 (30 分未満) +254	725	
	訪問看護 I 3	30 分以上 60 分未満		823	
	訪問看護 I 3・複 11		2 人以上による場合 (30 分未満) +254	1,077	
	訪問看護 I 3・複 12		2 人以上による場合 (30 分以上) +402	1,225	
	訪問看護 I 4	60 分以上 90 分未満		1,128	
	訪問看護 I 4・複 11		2 人以上による場合 (30 分未満) +254	1,382	
訪問看護 I 4・複 12	2 人以上による場合 (30 分以上) +402		1,530		
看護補助者の同行	訪問看護 I 1・複 21	同行 30 未満	看護補助者同行による場合 (30 分未満) +201	515	
	訪問看護 I 2・複 21			672	
	訪問看護 I 3・複 21			1,024	
	訪問看護 I 4・複 21			1,329	
	訪問看護 I 3・複 22	同行 30 分以上	看護補助者同行による場合 (30 分未満) +317	1,140	
	訪問看護 I 4・複 22			1,445	
療法士	訪問看護 I 5	1 回 (20 分)		294	
	訪問看護 I 5・複 11	1 日 2 回まで	2 人以上による場合 (30 分未満) +254	548	
	訪問看護 I 5・複 12	1 週間に 6 回を限度	2 人以上による場合 (30 分以上) +402	696	
	訪問看護 I 5・2 超	1 日 2 回超 1 回につき	1 日に 2 回を超えて実施する場合 1 回 20 分毎に 3 回 (60 分) の場合 265×3=795	265 (795)	
加算	支給限度額外	訪問看護中山間地域等提供加算	国が指定する中山間地域等に居住する者へサービス提供加算	5%加算	
		緊急時訪問看護加算 II 1	1 月	月に 2 回目以降の緊急訪問については、早朝夜間深夜に係る加算を算定する	574
		特別管理加算 I	1 月	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態等	500
		特別管理加算 II	1 月	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等	250
		訪問看護サービス提供体制加算 I 1	1 回につき	7 年以上の経験者を 3 割以上配置し、研修等を定期的実施している	6
		訪問看護ターミナルケア加算	死亡月	死亡日を含む 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを実施した場合	2,500
	退院時共同指導加算	1 回	退院後初回訪問時 (特別管理加算を算定するものにあつては、2 回)	600	
	初回	初回加算 I	1 月	退院日看護師が訪問し、新規看護計画を作成した利用者	350
		初回加算 II		退院翌日以降に初回訪問し新規看護計画を作成した場合	300
	看護・介護連携強化加算	1 月	訪問介護事業所の訪問介護員等に、当該利用者のたんの吸引等の指導を行った場合	250	

※上記表は通常時間帯（午前 8 時から午後 6 時）の介護給付費です。

支給限度額内は介護保険負担割合証に応じて、支給限度額を超える場合は全額自己負担となります。

○訪問担当者が看護師・保健師と准看護師によって単位が異なります。

准看護師が訪問の場合は通常単位の ×90%

○訪問時間が早朝・夜間、深夜の場合は割増料金となります。

- ・早朝（6時～8時まで） 夜間（18時～22時まで） 25%加算
- ・深夜（22時～6時まで） 50%加算

○2人以上が訪問を行なう場合とは

- ①利用者の身体的理由（体重が重い等）により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

○90分を超える訪問について

「特別管理加算を算定する状態のもの」への長時間の訪問に対して、300単位が加算されます。

○退院時共同指導加算算定要件について

医療機関等からの退院・退所後に円滑に訪問看護が提供できるよう、病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合に算定します。

必要な場合は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うこともできます。

○看護・介護職員連携強化加算について

指定訪問看護事業所の看護職員が指定訪問介護事業所と連携し、当該事業所の訪問介護員等が利用者に対し特定行為業務（たんの吸引等）を円滑に行うための支援を行った場合は、1月に1回に限り所定単位数が加算されます。

○サービス提供体制強化加算について

事業所に一定期間以上の勤務経験を持つ者が、規定された割合以上にある場合に所定の単位数が加算されます。

また、理学療法士等の訪問の場合は、時間訪問すると20分×3回の訪問となっており、サービス提供体制強化加算も6単位×3回と算定することとなります（広島県Q&A24.3.29掲載参照）。

○交通費について

通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があったときは、訪問看護に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を利用者の同意を得て徴収することがあります。この場合、1キロメートルにつき37円で計算するものとし、円未満の端数は切り捨てるものとします。

(2) 医療保険の訪問看護利用料

健康保険法、後期高齢者医療制度等の規定により加入されている医療保険による費用の額を請求いたします。

保険により負担のかからない方もあります。

令和6年6月1日改定

訪問看護療養費単位一覧表(令和6年6月改定)

①医療保険 訪問看護療養費(精神科以外)		②医療保険 精神科訪問看護療養費	
1 訪問看護基本療養費(I)		1 精神科訪問看護基本療養費(I)	
イ 保健師、助産師、看護師(ハを除く)		イ 保健師、助産師、看護師又は作業療法士	
(1)週3日目まで	5,550 円	(1)週3日目まで30分以上	5,550 円
(2)週4日目以降	6,550	(2)週3日目まで30分未満	4,250
ロ 准看技師		(3)週4日目まで30分以上	6,550
(1)週3日目まで	5,050	(4)週4日目まで30分未満	5,100
(2)週4日目以降	6,050	ロ 准看技師	
ハ 悪性腫瘍利用者の緩和ケア又は褥瘡ケアに係る 専門の研修を受けた看護師(管理療養費なし)	12,850	(1)週3日目まで30分以上	5,050
		(2)週3日目まで30分未満	3,870
		(3)週4日目まで30分以上	6,050
		(4)週4日目まで30分未満	4,720
二 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	5,550		
2 訪問看護基本療養費(II)		2 精神科訪問看護基本療養費(III)	
同一建物居住者で同一複数者		イ 保健師、助産師、看護師又は作業療法士	
イ 保健師、助産師、看護師(ハを除く)		(1)同一日に2人	
2人(1)週3日目まで	5,550	①週3日目まで30分以上	5,550
2人(2)週4日目以降	6,550	②週3日目まで30分未満	4,250
3人(1)週3日目まで	2,780	③週4日目まで30分以上	6,550
3人(2)週4日目以降	3,280	④週4日目まで30分未満	5,100
ロ 准看技師		(2)同一日に3人以上	
2人(1)週3日目まで	5,050	①週3日目まで30分以上	2,780
2人(2)週4日目以降	6,050	②週3日目まで30分未満	2,130
3人(1)週3日目まで	2,530	③週4日目まで30分以上	3,280
3人(2)週4日目以降	3,030	④週4日目まで30分未満	2,550
ハ 悪性腫瘍利用者の緩和ケア又は褥瘡ケアに係る 専門の研修を受けた看護師(管理療養費なし)	12,850	ロ 准看技師	
二 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士		(1)同一日に2人	
(1)同一日に2人	5,550	①週3日目まで30分以上	5,050
(2)同一日に3人以上	2,780	②週3日目まで30分未満	3,870
		③週4日目まで30分以上	6,050
		④週4日目まで30分未満	4,720
3 訪問看護療養費(III)外泊中の訪問看護 (管理療養費なし)	8,500	(2)同一日に3人以上	
		①週3日目まで30分以上	2,530
		②週3日目まで30分未満	1,940
		③週4日目まで30分以上	3,030
		④週4日目まで30分未満	2,360
		3 精神科訪問看護療養費(IV)	8,500
		外泊中の訪問看護1回(特別管理加算や厚生労働大臣 が定める疾病の場合は2回)	
○ 特別地域訪問看護加算→基本療養費の50/100		○ 特別地域訪問看護加算→基本療養費の50/100	
○ 緊急時訪問看護加算(月14日目まで)	2,650	○ 精神科緊急時訪問看護加算(月14日目まで)	2,650
(月15日目以降)	2,000	(月15日目以降)	2,000
(診療所、在宅療養支援病院の指示)		(診療所、在宅療養支援病院の指示)	
○ 難病等複数回訪問加算		○ 精神科複数回訪問加算	
イ 1日に2回の場合		イ 1日に2回の場合	
(1)同一建物内1人又は2人	4,500	(1)同一建物内1人又は2人	4,500
(2)同一建物内3人以上	4,000	(2)同一建物内3人以上	4,000
ロ 1日に3回以上の場合		ロ 1日に3回以上の場合	
(1)同一建物内1人又は2人	8,000	(1)同一建物内1人又は2人	8,000
(2)同一建物内3人以上	7,200	(2)同一建物内3人以上	7,200
○ 長時間訪問看護加算	5,200	○ 長時間精神科訪問看護加算	5,200
(90分を超える訪問看護:週1回、別に厚生労働大臣 が定める場合:週3回)		(90分を超える訪問看護:週1回、別に厚生労働大臣 が定める場合:週3回)	
○ 乳幼児加算 厚生労働大臣が定める者	1,800		
上記以外	1,300		
○ 複数名訪問看護加算		○ 複数名精神科訪問看護加算	
(1人以上の看護職員との同行		(1人以上の看護職員との同行	
イ 他の看護師等(准看護師を除く)と同時に実施		イ 他の看護師等(准看護師を除く)と同時に実施	
(1)同一建物内1人又は2人	4,500	(1)1日に1回の場合	
(2)同一建物内3人以上	4,000	①同一建物内1人又は2人	4,500
ロ 他の准看護師と同時に実施		②同一建物内3人以上	4,000
(1)同一建物内1人又は2人	3,800	(2)1日に2回の場合	
(2)同一建物内3人以上	3,400	①同一建物内1人又は2人	9,000

ハ	その他職員と同時に実施 (別に厚生労働大臣が定める場合を除く)			②同一建物内3人以上	8,100
	(1)同一建物内1人又は2人	3,000		(3)1日に3回以上の場合	
	(2)同一建物内3人以上	2,700		①同一建物内1人又は2人	14,500
二	その他職員と同時に実施 (別に厚生労働大臣が定める場合に限る)			②同一建物内3人以上	13,000
	(1)1日に1回の場合			□ 他の准看護師と同時に実施	
	①同一建物内1人又は2人	3,000		(1)1日に1回の場合	
	②同一建物内3人以上	2,700		①同一建物内1人又は2人	3,800
	(2)1日に2回の場合			②同一建物内3人以上	3,400
	①同一建物内1人又は2人	6,000		(2)1日に2回の場合	
	②同一建物内3人以上	5,400		①同一建物内1人又は2人	7,600
	(3)1日に3回以上の場合			②同一建物内3人以上	6,800
	①同一建物内1人又は2人	10,000		(3)1日に3回以上の場合	
	②同一建物内3人以上	9,000		①同一建物内1人又は2人	12,400
				②同一建物内3人以上	11,200
○	夜間・早期訪問看護加算	2,100		ハ その他職員と同時に実施 (別に厚生労働大臣が定める場合を除く)	
	深夜訪問看護加算	4,200		(1)同一建物内1人又は2人	3,000
				(2)同一建物内3人以上	2,700
				○ 夜間・早期訪問看護加算	2,100
				深夜訪問看護加算	4,200

訪問看護管理療養費			訪問看護管理療養費		
1	月の初日の訪問		1	月の初日の訪問	
二	訪問看護管理療養費	7,670	二	訪問看護管理療養費	7,670
2	2日目以降		2	2日目以降	
	訪問看護管理療養費1	3,000		訪問看護管理療養費1	3,000
	訪問看護管理療養費2	2,500		訪問看護管理療養費2	2,500
○	24時間対応体制加算口(1月につき)	6,520	○	24時間対応体制加算口(1月につき)	6,520
○	退院時共同指導加算	8,000	○	退院時共同指導加算	8,000
○	特別管理指導加算	2,000	○	特別管理指導加算	2,000
○	退院支援指導加算(退院日)	6,000	○	退院支援指導加算(退院日)	6,000
○	退院支援指導加算(退院日・長時間)	8,400	○	在宅患者連家指導加算(月に1回)	3,000
○	在宅患者連家指導加算(月に1回)	3,000	○	在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)	2,000
○	在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)	2,000	○	特別管理加算(1月につき)	
○	特別管理加算(1月につき)			・ 特別な管理のうち重症度の高い場合	5,000
	・ 特別な管理のうち重症度の高い場合	5,000		・ 特別な管理を要する場合	2,500
	・ 特別な管理を要する場合	2,500	○	看護・介護職員連携強化加算	2,500
○	看護・介護職員連携強化加算	2,500	○	精神科重症患者支援管理連携加算	
○	専門管理加算(1月1回に限り)	2,500	イ	精神科在宅患者支援管理料2のイ	8,400
			ロ	精神科在宅患者支援管理料2のロ	5,800

○	訪問看護情報提供療養費(1月につき)		○	訪問看護情報提供療養費(1月につき)	
1	訪問看護情報提供療養費1(市区町村等)	1,500	1	訪問看護情報提供療養費1(市区町村等)	1,500
2	訪問看護情報提供療養費2(学校等)	1,500	2	訪問看護情報提供療養費2(学校等)	1,500
3	訪問看護情報提供療養費3(保健医療機関等)	1,500	3	訪問看護情報提供療養費3(保健医療機関等)	1,500

○	訪問看護ターミナルケア療養費(1月につき)		○	訪問看護ターミナルケア療養費(1月につき)	
	訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000		訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000
	他の訪問看護ステーションにおいて算定している場合は算定不可			他の訪問看護ステーションにおいて算定している場合は算定不可	
	訪問看護遠隔死亡診断補助加算	1,500			

○	訪問看護ベースアップ評価料 I	780	○	訪問看護ベースアップ評価料 I	780
---	-----------------	-----	---	-----------------	-----

医療的ケア児等に対する訪問看護に係る関係機関の連携強化					
【施設基準の変更】					
(1)18歳未満の超重症児又は準超重症児					
(2)18歳未満の児童であって、特掲診療費の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者					
(3)18歳未満の児童であって、特掲診療費の施設基準等別表第八に掲げる者					

苦情相談解決に向けて

— 公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」 —

指定サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第36条の規定により、公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」が提供する指定訪問看護サービスに関する苦情に適切に対処するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を置く。

- 1 苦情解決責任者 公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」 管理者
- 2 相談・苦情受付担当者 公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」 主任看護師
常設窓口（連絡先）電話 0848-76-2811
- 3 第三者委員 尾道市御調地区介護保険推進委員会委員
（尾道市御調保健福祉センター内 電話 0848-76-2235）

苦情解決の方法

- 1 苦情の受付
面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付ける（苦情申出人が第三者委員に直接申し出ること
も可）。
- 2 苦情受付の報告・確認
苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否し
た場合を除く）に報告する。
第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告があった旨を通知する。
- 3 苦情解決のための話し合い
苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に向けて苦情処理検討委員会で検討する。その
際苦情申出人が、第三者委員の助言や立会いを求めることができる。
苦情処理検討委員（苦情解決責任者） 管理者
（苦情受付担当者） 主任看護師
なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次の内容である。
ア 第三者委員による苦情内容の確認
イ 第三者委員による解決案の調整・助言
ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認
- 4 市町村等の紹介
苦情処理検討委員会で解決できない苦情は、市町村等の窓口で紹介する。

重要事項説明書（介護予防訪問看護）

1 事業所の概要

事業所名	公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」
所在地	広島県尾道市御調町市107-1
事業所指定番号	3464190010（広島県指定）
管理者・連絡先	訪問看護師長
	0848-76-2811
通常のサービス提供地域	尾道市御調町・木ノ庄町・原田町・美ノ郷町、世羅郡世羅町大字宇津戸、府中市三郎丸町・河南町・篠根町・父石町・僧殿町、三原市八幡町

2 事業所の職員体制等

ステーションに勤務する職員の職種及び員数は、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び並びにして介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」第63条及び第64条に規定する人員に関する基準を下回らないものとします。

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 管理者（保健師又は看護師） | 1名 |
| (2) 保健師、看護師、准看護師 | 2. 5名以上 |
| (3) 理学（作業）療法士又は言語聴覚士 | 3名以上 |
| (4) その他職員 | 必要数 |

3 営業日及び時間

営業日 月曜日～金曜日 8:30～17:15

休業日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）

なお、緊急対応（連絡）体制をとっており、必要に応じて24時間対応しています。

◎ 平日（昼間）の連絡先	0848-76-2811
◎ 夜間・休日連絡先	090-1015-3660

4 利用者負担金

- (1) 介護保険サービスの利用料は、支給限度額内は介護保険負担割合証に応じて対応します。支給限度額を超えた場合は全額自己負担となります。
利用料については「別紙1」をご参照ください。
- (2) 医療保険の利用料は健康保険法、後期高齢者医療制度等の規定による費用の額を請求いたします。
保険により負担のかからない方もあります。
- (3) 支払い方法
毎月20日までに、前月分の請求書を発行しますので、請求書を受け取った月の月末までに当事業所へお支払いください。お支払方法は相談の上、双方合意した方法をとらせていただきます。お支払いの後に領収書を発行いたします。

5 キャンセル等

介護予防訪問看護サービスを変更・追加、中止または中断する場合は、事前に上記連絡先までご連絡ください。

6 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問について

理学療法士等による訪問は、看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたものです。その専門性を活かした看護サービスを提供いたします。

7 当事業所のサービスの方針等

公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」は、地域包括ケアシステムのなかで公立みつぎ総合病院の理念のもと、訪問看護の担い手として在宅ケアの中核の役割を担っています。当事業所は、保健・医療・介護・福祉との連携によって複合的なニーズに対応し、利用者の自立支援とQOL

(生活の質)の維持向上を目指します。

8 虐待の防止について

ステーションは、利用者の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する指針の整備、委員会の開催、担当者の選定を行います。
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置を講じます。
- (5) サービス提供中に事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11 秘密の保持・個人情報の使用について

利用者の秘密の保持・個人情報は、訪問看護サービス利用約款第9条（秘密保持）及び公立みつぎ総合病院個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に沿って適切に管理の上使用し、その取扱いには万全の体制で取り組んでいます。

12 身体拘束・行動制限等の原則禁止

ステーションはサービス提供にあたって、利用者に対して身体拘束・行動制限は原則行いません。

但し、自傷他害の恐れがあるなど緊急やむを得ないと管理者が判断した場合は、医師と連携し、理由及び目的等について利用者又は家族等に説明したうえで、その様態、身体の状況など必要な事項を記録し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

13 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、介護支援専門員および当事業所管理者のほか、次の窓口で対応します。

尾道市北部地域包括支援センター	所在地	広島県尾道市御調町市107番地1
	電話番号	0848-76-2495
	FAX番号	0848-77-0033
	責任者	管理者 北部地域包括支援センター長
	対応時間	平日8:30 ~ 17:15

○次の公的機関においても、苦情申出等の相談ができます。

尾道市御調保健福祉センター 健康福祉係	所在地	尾道市御調町市107番地1
	電話番号	0848-76-2235
	FAX番号	0848-77-0033
尾道市福祉保健部高齢者福祉課 介護保険係	所在地	尾道市久保1丁目15番1号
	電話番号	0848-38-9440
	対応時間	平日 8:30 ~ 17:15
三原市保健福祉部高齢者福祉課 介護保険係	所在地	三原市港町3丁目5番1号
	電話番号	0848-67-6240
三原市保健福祉部保健医療課 国保医療係	電話番号	0848-67-6050
	対応時間	平日 8:30 ~ 17:15
世羅町福祉課高齢者地域包括支援係	所在地	世羅郡世羅町本郷947番地
	電話番号	0847-25-0072
世羅町健康保険課保険係	電話番号	0847-25-0134
	対応時間	平日 8:30 ~ 17:15
府中市健康福祉部介護保険課 介護福祉係	所在地	府中市府川町315番地
	電話番号	0847-40-0222
府中市健康福祉部健康推進課 元気づくり係	所在地	府中市広谷町919番地3(リ・7内)
	電話番号	0847-47-1310
	対応時間	平日 8:30 ~ 17:15
その他利用者在住市町村介護保険・医療保険担当課	お住まいの市町村の介護保険・医療保険担当課に相談することができます。	
広島県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地	広島市中区東白島町19番49号
	電話番号	082-554-0783
	FAX番号	082-511-9126
	対応時間	平日 8:30 ~ 17:15
広島県医療安全支援センター	所在地	広島市中区基町10番52号
	電話番号	082-513-3058
	対応時間	平日 13:00 ~ 16:00
広島県福祉サービス運営適正化委員会 (広島県社会福祉協議会) ※福祉サービス全般	所在地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	電話番号	082-254-3419
	FAX番号	082-569-6161
	対応時間	平日 8:30 ~ 17:15

○また、要介護認定等について市町の決定に納得できない場合の審査請求窓口は以下のとおりです。

広島県介護保険審査会	所在地	広島県尾道市古浜町26-12 広島県東部厚生環境事務所 厚生課 厚生推進係
	電話番号	0848-25-2011 (代表)
	FAX番号	0848-25-2461
	対応時間	平日 8:30 ~ 17:15

1.4 事業主体の概要

事業主体	尾道市（公立みつぎ総合病院）（種別：市町村）
代表者名	尾道市病院事業管理者
所在地・電話	広島県尾道市御調町市124番地 公立みつぎ総合病院 電話 0848-76-1111（代表）
尾道市御調町の概要	尾道市御調町では、公立みつぎ総合病院を核として「出ていく医療・福祉」を実践し、保健・医療・介護・福祉の統合を果たして地域包括ケアシステムを構築しており、介護支援サービスや在宅・施設の介護サービスはそれらの一環として位置づけられています。
尾道市御調町の介護保険サービス	居宅介護支援事業所、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護（介護予防通所介護等）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、ホームヘルパーステーション（訪問介護等）等

(1) 介護保険サービスの利用料

サービスの内容		算定項目		単位数	
看護師・保健師	予防訪看 I 1	20 分未満	週 1 回以上 20 分以上の訪問を行った場合に限り	303	
	予防訪看 I 1・複 11		2 人以上による場合 (30 分未満) +254	557	
	予防訪看 I 2	30 分未満		451	
	予防訪看 I 2・複 11		2 人以上による場合 (30 分未満) +254	705	
	予防訪看 I 3	30 分以上 60 分未満		794	
	予防訪看 I 3・複 11		2 人以上による場合 (30 分未満) +254	1,048	
	予防訪看 I 3・複 12		2 人以上による場合 (30 分以上) +402	1,196	
	予防訪看 I 4	60 分以上 90 分未満		1,090	
	予防訪看 I 4・複 11		2 人以上による場合 (30 分未満) +254	1,344	
	予防訪看 I 4・複 12		2 人以上による場合 (30 分以上) +402	1,492	
看護補助者の同行	予防訪看 I 1・複 21	同行 30 未満	看護補助者同行による場合 (30 分未満) +201	504	
	予防訪看 I 2・複 21			652	
	予防訪看 I 3・複 21			995	
	予防訪看 I 4・複 21			1,291	
	予防訪看 I 3・複 22	同行 30 分以上	看護補助者同行による場合 (30 分以上) +317	1,111	
	予防訪看 I 4・複 22			1,407	
療 法 士	予防訪看 I 5	1 回 (20 分)		284	
	予防訪看 I 5・複 11	1 日 2 回まで	2 人以上による場合 (30 分未満) +254	538	
	予防訪看 I 5・複 12	1 週間に 6 回を限度	2 人以上による場合 (30 分以上) +402	686	
	予防訪看 I 5・2 超	1 日 2 回超 1 回につき	1 日に 2 回を超えて実施する場合 1 回 20 分毎に 1 日 3 回 (60 分) の場合 142×3=426	142 (426)	
加 算	支給限度額外	予防訪看中山間地域等提供加算	国が指定する中山間地域等に居住する者へサービス提供加算	5%加算	
		予防緊急時訪問看護加算Ⅱ	1 月	月に 2 回目以降の緊急訪問については、早朝夜間深夜に係る加算を算定する	574
		予防特別管理加算Ⅰ	1 月	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を利用している状態等	500
		予防特別管理加算Ⅱ	1 月	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等	250
		予防訪看サービス提供体制加算	1 回につき	7 年以上の経験者を 3 割以上配置し、研修等を定期的実施している	6
	予防訪問看護 12 月超減算	1 回につき	利用を開始した日の属する月から起算して、12 月を越えた機関に療法士等が行う介護予防訪問看護を行った場合減算	-5	
	予防訪看退院時共同指導加算	1 回	退院後初回訪問時 (特別管理加算を算定する状態のものにあつては 2 回)	600	
	初 回	予防訪問看護初回加算Ⅰ	1 月	退院日看護師が初回訪問し、新規看護計画作成した利用者	350
		予防訪問看護初回加算Ⅱ		退院翌日以降に初回訪問し、新規看護計画作成した場合	300

※上記表は通常時間帯（午前 8 時から午後 6 時）の介護給付費です。

支給限度額内は介護保険負担割合証に応じて、支給限度額を超える場合は全額自己負担となります。

○訪問担当者が看護師・保健師と准看護師によって単位が異なります。

准看護師が訪問の場合は通常単位の ×90%

○訪問時間が早朝・夜間、深夜の場合は割増料金となります。

- ・早朝（6時～8時まで） 夜間（18時～22時まで） 25%加算
- ・深夜（22時～6時まで） 50%加算

○2人以上が訪問を行なう場合とは

- ①利用者の身体的理由（体重が重い等）により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

○90分を超える訪問について

「特別管理加算を算定する状態のもの」への長時間の訪問に対して、300単位が加算されます。

○退院時共同指導加算算定要件について

医療機関等からの退院・退所後に円滑に訪問看護が提供できるよう、病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合に算定します。

必要な場合は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うこともできます。

○サービス提供体制強化加算について

事業所に一定期間以上の勤務経験を持つ者が、規定された割合以上にある場合に所定の単位数が加算されます。

また、理学療法士等の訪問の場合は、時間訪問すると20分×3回の訪問となっており、サービス提供体制強化加算も6単位×3回と算定することとなります（広島県Q&A24.3.29掲載参照）。

○交通費について

通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があったときは、訪問看護に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を利用者の同意を得て徴収することがあります。この場合、1キロメートルにつき37円で計算するものとし、円未満の端数は切り捨てるものとします。

(2) 医療保険の訪問看護利用料

健康保険法、後期高齢者医療制度等の規定により加入されている医療保険による費用の額を請求いたします。

保険により負担のかからない方もあります。

令和6年6月1日改定

苦情相談解決に向けて

— 公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」 —

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第34条の規定により、公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」が提供する指定介護予防訪問看護サービスに関する苦情に適切に対処するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を置く。

- 1 苦情解決責任者 公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」 管理者
- 2 相談・苦情受付担当者 公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」 主任看護師
常設窓口（連絡先）電話 0848-76-2811
- 3 第三者委員 尾道市御調地区介護保険推進委員会委員
（尾道市御調保健福祉センター内 電話 0848-76-2235）

苦情解決の方法

- 1 苦情の受付
面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付ける（苦情申出人が第三者委員に直接申し出ること可）。
- 2 苦情受付の報告・確認
苦情受付担当者が受付した苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告する。
第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告があった旨を通知する。
- 3 苦情解決のための話し合い
苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に向けて苦情処理検討委員会で検討する。その際苦情申出人が、第三者委員の助言や立会いを求めることができる。
苦情処理検討委員（苦情解決責任者） 管理者
（苦情受付担当者） 主任看護師
なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次の内容である。
ア 第三者委員による苦情内容の確認
イ 第三者委員による解決案の調整・助言
ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認
- 4 市町村等の紹介
苦情処理検討委員会で解決できない苦情は、市町村等の窓口を紹介する。